

男鹿市乗合タクシー実証事業業務委託仕様書

1. 業務名称

男鹿市乗合タクシー実証事業業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3. 業務目的

男鹿市船川地区では、地域内において既存のバス交通による移動手段の確保が難しいエリアがあり、特に高台部やバス停から距離のある住宅地では、いわゆる「交通空白」状態が生じている。こうした地域では、通院や買い物など日常生活に必要な移動が不便となっており、特に高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段確保が課題となっている。

また、定時定路線型を基本とする従来の公共交通では、人口減少や高齢化が進む中で多様化・個別化する移動ニーズに十分対応しきれず、地域の実情に即した柔軟な運行手法の導入が求められている。

このような状況を踏まえ、本業務では、船川地区の交通空白地域を対象に、住民の移動手段の確保と地域交通の課題解決を図るため、乗合タクシーの実証運行を企画・運営するものである。

特に、日常生活に不可欠な施設へのアクセス向上を図るとともに、地域の実情に即した持続可能な公共交通のあり方を検証し、今後の本格導入に向けた課題の整理と制度設計に資することを目的とする。

4. 業務概要

本業務の基本的な内容は次のとおりとする。また、ここに示す業務内容は、本業務に必要な事項を示したものであり、受託者の企画提案により請負金額の範囲内で柔軟に調整することができる。

(1) 基本方針

本業務は、既存のバス交通では対応が難しい「交通空白」地域に対して、乗合タクシーによる実証運行を実施し、持続可能な移動サービスの構築を目指すものである。地域住民や自治会、交通事業者（タクシー事業者）との連携を通じて、課題整理、運行設計、利用促進、効果検証等を一体的に進め、今後の本格導入を見据えた制度設計に資する成果を得ることを目的とする。

(2) 主な業務内容

受託者は、以下の業務を一体的に実施し、男鹿市の交通課題の解決に向けた実践的な支援を行うこと。

① 課題整理・ヒアリングの実施

- ア 市、自治会との協議により、地域の交通課題・移動ニーズを把握する
- イ 高齢者・交通弱者の声を収集し、運行設計の基礎情報を整理する

② 運行形態・運用方法の検討

- ア 課題整理結果、他地域事例、交通事業者の意見を踏まえた運行方法の検討
(曜日・時間帯、ルート、料金、予約方式等)

③ 実証運行計画の策定

- ア 運行体制、スケジュール、乗降場所、利用ルール等の具体的設計
- イ 関係機関との調整を踏まえた最終計画案の作成

④ 利用促進・啓発活動の支援

- ア 自治会等と連携した周知・啓発（回覧、声かけ、チラシ、SNS等）
- イ 住民説明会

⑤ 実証運行の実施支援

- ア 乗降データや利用者の意見等の収集・分析
- イ 実運行中の調整、交通事業者との連絡調整支援

⑥ 評価・改善提案

- ア 定量・定性評価及び課題整理
- イ 本格実施に向けた制度設計や運行改善に関する提言の作成

⑦ スケジュール及び進行管理

- ア 全体スケジュール及び業務フローの作成と管理
- イ 市との定期的な打ち合わせ・情報共有による進捗管理

⑧ 成果の整理・報告書の作成

- ア 運行実績、地域課題、利用状況等を分析し、報告書を作成
- イ 令和8年度以降の制度設計に資する提言を含むこと
- ウ 以下の項目を必ず含むこと

- ・実証運行の概要と結果（定量・定性）
- ・地域課題と分析結果
- ・運行形態に関する検証
- ・ゴミ集積所等の乗降場所検証
- ・利用促進の取組と効果
- ・本格運行に向けた課題整理と制度設計案
- ・地域交通の持続的運営に向けたビジョン

- エ 本業務は国及び県の補助事業に位置付けられており、国・県・市が求める資料の作成・報告に適切に対応すること

5. 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、市の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に協議すること。
- (2) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。
- (3) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。

6. その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、市担当者との打ち合わせ協議は、必要に応じて対面及びWeb会議方式等で適宜に行うこと。
- (3) 打ち合わせ内容については、その都度記録し、市担当者と受託者との間で相互に確認しつつ、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (4) 本仕様書の内容が変更になった場合は、市と協議の上、変更契約が出来るものとする。ただし、軽微な内容の変更は、変更契約を行わないものとする。
- (5) 必要に応じ、市ホームページ掲載用の資料作成及び資料提供を行うこと。
- (6) 業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「男鹿市個人情報保護法施行条例」を遵守し、その取扱いに十分に留意のうえ、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

以上